

訪問介護事業及び第1号訪問介護事業

訪問介護ステーション みらい

運 営 規 定

株式会社 太陽ライフサポート

指定訪問介護事業所・予防給付基準サービス訪問介護事業所

「訪問介護ステーション みらい」運営規定

（事業の目的）

第1条 株式会社 太陽ライフサポートが開設する訪問介護ステーション みらい（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護・第一号訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な訪問介護・第1号訪問介護を提供することを目的とする。

（訪問介護の運営の方針）

第2条 訪問介護の基本方針として、訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（第1号訪問介護の運営の方針）

第3条 第1号訪問介護の基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

2 第1号訪問介護の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護支援事業者へ報告することとする。

3 第1号訪問介護の提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 訪問介護ステーション みらい
- ② 所在地 豊岡市 下宮 2-8

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名
- ② サービス提供責任者 1名以上
- ③ 訪問介護職員 2.5名以上（常勤換算による）

※常勤換算後の人数になり、最低員数を上記人数とする。職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（1）管理者

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

（2）サービス提供責任者

サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。

・訪問介護・第1号

訪問介護計画の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。

・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携にすること。

- ・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

(3) 訪問介護員等

訪問介護員等は、訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間、申込相談苦情受付時間、サービス提供時間帯は、次のとおりとする。

事業所営業日	月曜から金曜日（サービス提供は365日全日）
サービス提供時間帯	9:00～17:00（サービス提供は24時間体制）

※ 12月30日～1月3日は休業とする。

(事業の内容及び利用料等)

第7条 訪問介護の内容は次のとおりとし、訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いとする。

なお、第1号訪問介護については、旧介護予防訪問介護に係る旧法第53条2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額とし、第1号訪問介護が代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いとする。

① 身体介護…更衣介助、排泄介助、入浴介助、服薬介助、食事介助、通院介助等

② 生活援助…掃除、洗濯、買い物代行等

2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は一律1,000円、高速有料道路を利用した場合はその料金実費を加えて徴収する。

3 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、豊岡市の区域とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講ずるものとする。

1 虐待の防止に関する責任者の選定

2 成年後見制度の利用者支援

3 苦情解決体制の整備

4 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための委員会及び研修の実施

(業務継続計画の実施に関する事項)

第11条 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、次の措置を講ずるものとする。

事業継続（BCP）に関する責任者の選定

1 事業継続に関する責任者の選定

2 事業継続に係る委員会の設置

3 感染症発生時及び災害発生時に実際に対応実施できるための研修及び訓練の実施

4 実際に対応できるように、事業継続計画（BCP）の定期的な見直の実施

（身体拘束防止についての事項）

第12条 利用者の意思及び人格を尊重し、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為は原則として行いません。

ただし、利用者または第三社の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、必要最小限度の範囲で身体拘束を行うことがあります。その際には、記録を残し、関係者への報告・説明を行います。また、身体拘束防止及び適正な実施をするため、以下の取組を行います。

- ・身体拘束防止委員会の設置
- ・指針の整備
- ・職員への定期研修の実施

（その他運営についての留意事項）

第13条 事業所は、すべての訪問介護員等に対し、研修（外部における研修を含む。）を実施する。

- 2 事業所は、すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的の実施する。
- 3 訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 5 提供した具体的なサービス内容等の記録は、5年間保存する。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社 太陽ライフサポートと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

この規定は、令和6年4月1日より改訂する。